

大刀洗町告示第4号

平成25年第11回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月27日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成25年3月7日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

平成25年 3月 7日 午前 9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①配布のみの陳情

②検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第1号 大刀洗町災害対策基金条例の制定について

日程第6 議案第2号 大刀洗町行政財産使用料条例の制定について

日程第7 議案第3号 大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制定について

日程第8 議案第31号 大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定について

日程第9 議案第32号 大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定について

日程第10 議案第4号 下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第7号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第8号 大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第9号 大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第10号 大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第11号 大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第12号 大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第13号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第20 議案第14号 大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第17号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第24 議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及
び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第25 議案第19号 筑前町との下水道の排水協定の更新について
- 日程第26 議案第20号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第27 議案第21号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程第28 議案第22号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第29 議案第23号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第30 議案第24号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）につい
て
- 日程第31 議案第25号 平成25年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第32 議案第26号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①配布のみの陳情

②検査結果の報告

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第1号 大刀洗町災害対策基金条例の制定について

日程第6 議案第2号 大刀洗町行政財産使用料条例の制定について

日程第7 議案第3号 大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制定について

日程第8 議案第31号 大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定について

日程第9 議案第32号 大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定について

日程第10 議案第4号 下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第7号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第8号 大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第9号 大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第10号 大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第11号 大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第12号 大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第13号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第14号 大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第15号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第16号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第17号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第24 議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第25 議案第19号 筑前町との下水道の排水協定の更新について
- 日程第26 議案第20号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第27 議案第21号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第22号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第23号 平成24年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第24号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第31 議案第25号 平成25年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第32 議案第26号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	大浦 克司
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第11回大刀洗町議会定例会を開会します。

なお、本日、大刀洗町だよりの担当者より、議場内の写真撮影の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番、黒木徳勝議員、3番、後藤晴一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長長の報告を求めます。平田委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。ちょっと一言だけ申し述べさせていただきますと思います。1週間ほど前に北海道において、豪雪、猛吹雪の中で尊い9人の犠牲者が出ております。その中で、新聞紙上あるいはテレビで皆さんも見ておられるかと思いますが、父親が9歳の小学3年生の娘を、自分のジャンパーを脱いでかけながら覆いかぶさって娘だけが助かりましたが、父親は亡くなりましたが、これは日本だけじゃなくして、父親の子どもを思いやる気持ち、これを今の若い人たちが少しでも見ていただいて、ぜひともいじめや虐待をしないようにしていただければ幸いと存じます。申しわけございませんが。それでは、3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。委員会は、平成25年3月1日午後3時から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側からは安丸町長、佐藤副町長、棚町総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、3月7日から21日までの15日間と決定をいたしました。

会期15日間の内容ですが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を

進めたいとしていただきます。

そのうち各会計の新年度予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、11日月曜、12日火曜、13日水曜、14日木曜、15日金曜に審査をしていただきます。

8日金曜、9日土曜、10日日曜は休会といたします。

11日月曜は、本会議を再開し、補正予算案5件を審議し、議決をお願いしたいと思います。

16日土曜日は、一般質問とさせていただきます。

17日日曜、18日月曜、19日火曜、20日水曜は休会といたします。

21日木曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここをお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月21日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成25年1月分、2月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成25年第11回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から間もなく丸2年を迎えようとしております。この大震災については、なかなか進展しない被災地の復興事業はもちろんのこと、全国の防災・減災事業や原子力発電所

の事故に伴う諸問題が日本の政治、経済、行政などに大きな影響を及ぼしております。

国においては、東日本大震災からの復興のため、これまでの体制や取り組みを強化するととしており、早急な復興を願うものでございます。

また、老朽化した社会インフラ対策を重点的に実施することにより、産業、生活基盤の強化など、国土強靱化を推進し、国民生活の安心、成長基盤の強化を図るものとされているところでございます。

我が国の経済は、円高、デフレ不況が長引き、名目GDPは、3年前とほぼ同程度にとどまっております。

景気の状態を見ますと、昨年後半では、それまでの円高の進行や、世界景気の原則などを背景に、生産や輸出が落ち込み、景気は弱い動きとなっております。

また、欧州の債務危機による海外経済の減速懸念、為替の動向、原子力発電事故の影響による電力供給の制約など、さまざまなリスク要因も存在していると言われております。

その一方で、昨年12月の政権交代で発足した第2次安倍内閣は、日本経済再生に向けた緊急経済対策において示した大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の、いわゆる3本の矢について、適宜、適切かつ果断の実行により、長引く円高、デフレ不況からの脱却、雇用や所得の拡大といった景気回復が図られるのではないかと期待を先取りする形で、円高修正が進み、株価も回復し始めているところであり、こうした改善の兆しを実際の暮らしで実感できるよう適切な政策実行により、実体経済の回復につなげてもらうことを切に願うところでございます。

国においては、総額13兆1,000億円余りの大型補正予算が本年2月26日の参議院本会議で可決成立しており、日本経済再生に向けた緊急経済対策により、震災復興、景気雇用対策、デフレからの脱却、外交防衛の再構築、社会保障制度の確立などの重要課題に取り組むこととされているところでございます。

また、エネルギー政策や環太平洋連携協定（TPP）交渉参加の是非など、国民生活に密接にかかわる喫緊の課題などが山積しており、いずれにいたしましても、住民が安心して暮らせる社会の実現のため、実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

現在、日本は、少子高齢社会、人口減少社会に突入しており、国、地方合わせた財政赤字は増大の一途をたどっております。地方財政の借入金残高は、平成23年度末で約200兆円と極めて高い水準にあり、その償還費の負担が今後も高水準で続いていくため、将来の財政への圧迫が強く懸念されているところでございます。

当町においては、歳入の多くを地方交付税や国、県の補助金に依存しており、将来、国からの交付税などが減少することがあっても、持続可能な行財政運営ができるよう、自主財源の比率を

高めるなど、さらに財政健全化の取り組みを進めていくことにより、自立のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

このため、行政の担うべき領域を明確にし、事務事業の整理合理化を図り、効果的・効率的な行財政運営を推進するとともに、働く世代や子どもの数の減少を少しでも緩和する政策を実施する必要があると考えておりました、これまでも各種の施策を推進してきたところでございます。

今後も、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を整備し、地域から元気な子どもの声が聞こえ、大刀洗町で子育てできてよかった、大刀洗で子育てしたいと思っただけのような子育て支援と教育の環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

女性が元気の町は町も元気であり、女性がその経験と能力をあらゆる場面で十分に発揮できるようにするため、町は何ができるか皆さんと一緒に考え、応援してまいりたいと考えております。

本町は、総面積の約6割を農地が占める農業の町であり、収益の高い農業にするためには何が必要か皆さんと一緒に考え応援してまいりたいと考えております。

また、農業や商工業の振興のため、地産地消の推進など、地域内再投資力を高め、町内で経済が循環する仕組みを考えていくとともに、住民の皆様の働く場所や町の税収確保のため、引き続き、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、町民の皆様の健康増進については、積極的に各種検診の受診勧奨を行い、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めていただくとともに、スロージョギングやウォーキングなど、住民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

地域コミュニティの活性化については、全ての人が居場所と出番を見出せるよう、住民の皆様一人一人が、まちづくり、地域づくりの当事者となり、地域のつながりを深めていくことが大変重要であると考えております。

このため、今後は住民の皆様とともに、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、高齢者の皆様が住みなれた地域で、いつまでも生きがいをもって生活ができるよう、高齢者の皆様の生きがいづくりを応援してまいりたいと考えております。

平成24年度も残すところわずかとなりましたが、本郷小学校大規模改修工事の完成を始め、本年度予定しておりました諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しているところでございます。

なお、本議会定例会においては、先ほど触れました日本経済再生に向けた緊急経済対策を活用した道路事業など補正予算に計上しているところでございまして、国の補正予算において創設されました地域の元気臨時交付金については、今後交付対象となる事業などを十分精査した上で、6月の補正予算に追加計上することを予定しているところでございます。

平成25年度大刀洗町一般会計予算については、総額55億1,839万円で、前年度予算に対し2億7,028万円、5.2%の増となっております。

歳入では、町税は、町民税 2.6%の増、固定資産税は 2.3%の増、町たばこ税は、県たばこ税の一部移譲により、7.5%の増で、町税全体では 2.8%の増となっております。地方交付税は 2.1%の減、町債は、両筑平野用水二期事業の起債借り入れなどにより 88.1%の増となっております。

歳出については、義務的経費のうち、人件費は定年退職者などの増加により、4.9%の減、扶助費は 5.5%の増、公債費は 17.2%の減となっております。

投資的経費では、道路改良、中学校屋内運動場改修、菊池小学校プール改修など、各公共施設の補修工事や両筑平野用水二期事業の負担金などにより、普通建設事業の単独事業が 126.8%の増となっております。

町政の執行に当たりましては、国、地方のいずれも巨額の借金を抱えた厳しい財政状況を十分認識し、今後の国の政策を注視するとともに、引き続き財政の健全化を徹底し、住民の福祉の増進、そして、町民の皆様到大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと思っただけの町づくりを目指して、全身全霊取り組む所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、続きまして、平成 25 年度に取り組む主な事務事業につきまして、各課ごとに御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、総務課でございます。人事関係においては、組織全体の士気高揚や公務能率の向上を図り、引いては、住民サービスの向上を図ることを目的として、人事評価制度を導入しているところでありまして、平成 25 年度からは、人事評価を職員の処遇などに反映させてまいりたいと考えております。

また、限られた財源及び職員をより効率的かつ効果的に活用し、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、引き続き、久留米広域定住自立圏の取り組みとして、久留米市との人事交流による職員の相互派遣や福岡県市町村研修所及び市町村職員中央研修所での研修のほか、町単独による職員研修などを計画しており、職員の人材育成と能力開発に努めてまいりたいと考えております。

なお、選挙関係については、7月に参議院議員通常選挙が執行されることとなっております。

次に、消防防災関係では、7月7日に、町内ポンプ操法大会を実施するほか、2年ごとに実施しております小郡大刀洗地域防災訓練について、本年は、当町が担当で、9月1日に実施を計画しております。また、消防団の関係では、大刀洗町消防団第4分団の消防ポンプ車の購入を予定しているところでございます。

次に、電算関係では、基幹系システムについて、全ての事務にその利用が拡大しておりまして、総合行政システムを始め、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスやその他

のシステムにおける運営面、セキュリティ面での万全を期したいと考えております。また、情報系システムについては、電子自治体の構築、例えば、住民や企業がインターネットを利用して申請などができる電子申請を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、企画財政課でございます。企画関係では、ことし6月のオープンを目指して、大刀洗斎場ふるさとの建設を進めております。運営については町が100%出資の株式会社たちあらいで行うこととしておりますが、住民の皆様が安心して利用しやすい施設となりますよう、今後建設運営を進めてまいりたいと考えております。

財政関係では、庁舎の耐震診断結果を受けて、耐震大規模改修工事に係る予算を6月補正予算に計上する予定にしております。あわせてエレベーターの設置、照明、空調機器の改修、太陽光発電パネルの設置など、利便性の向上を図ることとしております。さらに、老朽化に伴う教育施設、公共施設の改修工事などにおける長期計画について、関係部署と協議し、国や県の補助事業など、主要交付税に措置される起債を活用しながら、今後とも安定した財政運営を図っていきたいと考えております。

次に、地域づくり関係では、現在まで取り組んできたNPO法人との共同事業や情報発信の成果を踏まえ、今後はより地域の活動が活性化するよう支援を強化してまいります。役場内の体制づくりを進め、地域協働の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、住民課でございます。住民のサービスの向上を図るため、総合窓口を開設し、戸籍や住民票などの交付のほか、納税証明、耕作証明などの各種証明書の発行を行っているところでございまして、今後とも引き続き、窓口サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、新規事業としまして、戸籍副本データ管理システムが、平成25年9月末から全国一斉に稼働いたします。現在、戸籍の副本は、管轄の法務局で保存管理しておりますが、今後、大規模かつ広域の災害などにより、市町村の正本データと、管轄法務局などの保存管理する副本データとが同時に滅失することを防ぐため、遠隔地で戸籍副本データを自動的にバックアップするシステムを構築するものでございます。

次に、国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険事業ですが、生活習慣病に起因する疾病の増加、また、高齢者の増加による医療保険給付費の増嵩など、財政状況は大変厳しい状況でございます。これまで特定健康診査、がん検診や健康づくり事業を初め、医療費適正化に向けた各種の取り組みを行ってまいったところですが、平成25年4月からは指定管理者制度の導入により、大刀洗診療所は、医療法人社団シマダに管理運営していただくことになっております。安心安全な医療サービスの提供に加え、疾病の発生予防、早期発見、早期治療といった予防医療や健康教室を開催することにより、大刀洗町の健康づくりを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、生活環境関係ですが、住宅用太陽光発電システム設置補助事業については、再生可能エ

エネルギーへの国民の強い関心もあり、平成25年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。また、生ごみ減量化に向けて、生ごみ処理機及びコンポストへの助成事業も引き続き実施してまいります。

次に、健康福祉課でございます。まず、介護予防事業でございますが、高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防し、地域で自立した日常生活を続け、生き生きと自立した生活ができるよう、介護予防に取り組んでまいります。各校区センターを利用して介護予防につながる運動の場や講座を設ける機会を提供し、介護予防の取り組みが地域に広がっていくことを目指してまいります。また、地域包括支援センターによる総合相談や支援、権利擁護事業の充実を図ってまいります。

障害児地域自立支援事業でございますが、障害児が地域で安心して自立した生活を送っているよう、必要に応じて適切な障害保険福祉サービスなどに結びつけていくための総合窓口の充実に取り組んでまいります。また、地域自立支援協議会において、障害のある人のニーズや地域における諸課題の解決に向けた検討を行い、障害のある人も、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

要援護者見守りネットワークの充実では、日ごろからの近所づき合いや見守り活動を基礎とした地域づくりを進め、高齢者、障害児虐待の防止、早期発見や認知症高齢者など徘徊の早期発見、一人暮らし高齢者への支援のあり方など、地域社会全体での見守りを目指してまいります。

子育て支援関係では、平成21年度に策定しております次世代育成支援行動計画に基づき、5カ年計画で子育て支援の充実に努めているところでございますが、今後の子育て支援については、昨年8月に国会で成立した関連3法案に基づく、子ども・子育て支援新制度により、新たなシステムに則した子育て支援を行っていくこととなります。早ければ平成27年度より施行されることとなりまして、本町としましても、国や県の情勢を見守りながら、新制度に向けた準備を整えていく必要がございます。まずは、新制度に向けた準備の一つとして、住民の子育ての状況やニーズの把握を行い、今後の事業計画の策定準備を進めてまいりたいと考えております。

保育所関係では、利用者への保育サービスに関する情報提供に努めるとともに、定期的な園長会議を実施し、保育園及び行政との連携を密にしながら、保育内容の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、学童保育所についても、指導員の研修を充実させ、学童連絡協議会、学童保育所、学校及び行政との連携を深めるよう努めてまいりたいと考えております。

子育て支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として、遊び場の提供を行い、子育てサークルの育成や家庭教育の重要性を学ぶ研修会などを実施し、地域での子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、特定健診や保健指導については、実施から6年目に入ります。国が示す5年後の目標値は、受診率、保健指導率共に60%でございます。本町における平成24年度の受診率は、速報値で45%でしたが、県内で上位3番目の数値でございます。今後もさらに未受診者に対し、電話や訪問によるきめ細かな受診勧奨を年間を通じて実施してまいります。

また、検査項目に心電図を追加し、心原性脳塞栓症予防または心臓疾患や吐血性の心筋梗塞、狭心症の早期発見につなげてまいります。

保健指導においては、優先的に予防すべき対象者を効率的に抽出し、効果的な保健指導を実施することにより、生活習慣病の重症化を防止したいと考えております。また、水中運動の実践により、水の抵抗や浮力を生かした生活習慣の改善を図ってまいります。

子宮頸がんや小児肺炎球菌、ヒブの予防接種と妊婦健康診査においては、平成25年度から一般財源化されることとなっておりますが、従来どおり、個人負担なしでの予防接種を実施することで、予防接種の機会を安定的に確保するとともに、接種率を確保することで免疫水準の維持を図ってまいりたいと考えております。また、妊婦健康診査においても、14回の公費助成を継続的に実施し、安心安全に妊娠し、出産できる環境、体制づくりを実施してまいります。

平成25年度からは、未熟児訪問事業は県から移譲されておりますが、当町では、既に全ての乳児を対象とした訪問を実施しており、未熟児も含めた乳用児の訪問を通じ、母親の体調管理から子育てに関するさまざまな不安に対しても、関係機関との連携を図り、さらに充実してまいります。

次に、産業課でございます。まず、農業振興関連では、平成25年度におきましても、「農業者戸別所得補償制度」が「経営所得安定対策推進」として名称を変え実施されます。それにより、農業経営の安定を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、制度確立に向け推進強化に努めてまいります。

次に、平成24年度から始まりました施策、「人と農地の問題解決」に向けた「地域農業マスタープラン」により集落の合意形成を図り、そのプランに位置づけられた青年就農給付金や農地集積協力金などの助成制度を利用した力強い農業構造の実現とさらなる制度の充実に向けて支援を行ってまいります。

平成19年度から始まりました農地・水保全管理支払交付金事業について、2期目を迎え、農村環境行政に大きく貢献いたしております。今後も新規活動地区の掘り起しなどを行い、本町が誇る魅力ある田園風景を守るための活動を支援してまいります。

また、当町最後の未整備地域であります大刀洗北部地区の土地改良関連事業を積極的に進め、将来に向けての農業基盤づくりを進めてまいります。その他、国、県、町の補助事業を活用し、土地利用型農業、施設園芸などの農業経営確立を推進してまいりたいと考えております。

次に、建設課でございます。町道整備関係については、平成25年度国庫補助事業において、まず道路改良事業を継続で1路線予定しておりまして、事業費は2,500万円でございます。

次に、橋梁修繕事業を新規で3橋予定しておりまして、事業は2,400万円でございます。

次に、町内一円の通学路対策事業を新規で予定しておりまして、事業費は600万円でございます。さらに、平成24年度補正予算、いわゆる国の大型補正と言われる15カ月予算で、舗装修繕事業を新規に13路線予定しておりまして、こちらは全体の計画延長が15キロメートル、全体事業費が4億円となっており、そのうち平成25年度は、土質調査業務及び一部の舗装修繕を、事業費1億1,500万円を実施する予定でございます。

また、町単独事業は、道路改良事業を8路線予定しております。事業費は5,500万円でございます。これらの事業により社会資本の整備を図り、住民生活向上に寄与してまいりたいと考えております。

さらに、学校教育課でございます。町内の子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きていくため、生きる力である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指す教育を行うため、平成25年度の目標を、「人間関係を築き、確かな学力を身につけ、自立できる子供の育成」とし、今年度の主な事業として、学力向上推進事業、これは3カ年事業であります。特別支援教育総合推進事業、学校給食の充実、学校施設の整備、緊急雇用創出事業による中学校へ町常勤講師の配置、中学校のスクールガードリーダーの配置や小中学校の学校支援員の配置などを予算化し、各学校の学習指導及び生徒指導の充実、及びきめ細かな指導体制を確立してまいりたいと思います。

特に、本年度最終年度となる学力向上推進事業において、学力向上を目指したユニバーサルデザインの授業の推進、中学校一、二年生における新たな特別講座の開催、また、人間関係づくりを目指した生徒会と児童会の連携、社会性を身につけるスキル学習導入などを行い、今後も小中学校児童生徒が自立できるように重点化した取り組みを行います。

さらに、学校給食については、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土への関心を深めることなどの教育的意義を踏まえ、9月より小学校の米飯給食回数を週3回から4回にふやします。

また、昨年度から引き続き子育てを支援する施策として、給食費補助金を実施し、安心安全、おいしい給食を提供してまいりたいと考えております。

さらに、食育教育推進のため、小中学校での弁当の日を本格実施していきます。

学校の環境整備につきましては、学校施設耐震化率は、平成23年度で100%になりましたが、今年度は、子どもたちの学習環境の一層の整備、充実を図るため、大刀洗中学校屋内運動場改修工事を始め、菊池小学校プール改修工事などを予定しております。

以上のように、「大刀洗で子育てができてよかった、大刀洗で子育てがしたい」と思っていただけよう「チルドレンファースト」を合言葉に、今後とも全ての子どもたちへの教育支援と教育環境の充実を進めてまいります。

次に、生涯学習課でございます。生涯学習係では、町民が生涯にわたり、人間性豊かな生活を送れるように、いつでも、どこでも、だれでも、の求めに応えられるように、生涯学習施設の充実、人材育成と活用など、生涯学習のまちづくりに努めてまいります。

初めに、人権教育関係についてでございます。同和問題を始め、子ども、性別問題、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人権問題を解決し、町民一人一人が明るく住みよい社会の実現に向けて、大刀洗町人権教育啓発推進実施計画の周知、フィールドワークなどの平和学習会の開催やみんなの人権ひろばの充実を図ってまいります。

青少年育成関係では、たくましく生きていく青少年を育成するために、社会体験、生活体験などの体験活動の機会、場を通じて、子どもたちの学ぶ意欲や社会性の育成に努めます。

学校外活動においては、「食育」や「弁当の日」の実施に伴い、食育を取り入れたこども料理教室の実施、集団活動を通して自ら考え、自立する力を育む取り組みとして、2泊3日のチャレンジキャンプや異年齢間交流などを目的とした通学合宿を支援するとともに、青少年活動指導員やジュニアリーダーの育成にも努めてまいります。

次に、社会教育関係でございます。社会情勢が変化する中、町民の学習意欲を高め、いつでも自由に学び遊べる機会を提供できるように、各種講座・学級の充実を図り、学習した知識や技術を地域活動に生かせる「生涯学習人材バンク制度」の活用を図ってまいります。また、生涯学習の中心的施設であるドリームセンターと中央公民館を一体的に活用できるように整備充実に努めてまいります。

町立図書館におきましては、町民の生涯にわたる学びの場となるよう、いつでも、どこでも、気軽に集える図書館を目指して、レファレンスサービスの向上、出前お話し会、小学生読書リーダー養成講座などの読書環境の整備や図書館機能の充実に取り組んでまいります。

社会体育関係におきましては、町民がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康で充実した生活が送れるように、親子を対象にしたふれあいスポーツ教室、ひばりロードふれあいマラソン大会を初め、町民体育大会や分館対抗競技においては、里帰り選手の出場枠を設け、地域や家庭のふれあいの場の創出に努めてまいります。

また、勤労者体育センターなどの経年劣化が見られる社会体育施設の計画的な補修整備を行い、利便性の向上に努めてまいります。

最後に、文化財関係でございます。町内に所在する文化的・歴史的に価値のある資源を調査し、出土遺物や収集資料の保存、展示、活用に努めるとともに、地域に根ざした文化伝承芸能の育成、

継承を図り、地域の活性化に努めます。国指定遺跡下高橋官衙遺跡の整備事業の完了により、歴史学習の場としてのほかに、町内グランドゴルフ大会、スポーツ教室を初め、生涯学習の一翼を担えるよう史跡公園として町民の利用に供してまいります。

また、県指定文化財「今村教会堂」におきましては、保存について関係者などと協議を継続し、キリシタン関係の資料の整理を進めてまいります。

さて、本議会定例会で審議していただきます主な議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、大刀洗町災害対策基金条例の制定についてなど6件、大刀洗町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定についてなど、条例の一部改正が12件、久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてなど2件、下水道の排水協定の更新について、一般会計補正予算及び国民健康保険会計、後期高齢者医療保険会計、診療所特別会計、下水道会計の各特別会計の補正予算並びに平成25年度一般会計予算及び各特別会計予算についてなど、いずれも重要な案件を提案しております。

議員各位におかれましては、慎重に御審議していただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
.....

○議長（長野 正明） 提出者の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 皆様、おはようございます。総務課の棚町です。それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在人権擁護委員さんは6名おられますが、そのうちの1名が平成25年6月30日で任期満了となります。人権擁護委員は、町長が議会の意見を聞いて推薦したものの中から、法務大臣が委嘱するという人権擁護委員法の規定がございますので、議会の意見を求めるものでございます。

内容については、朗読いたしましたように、指名が、宮寄武久、昭和16年6月26日生まれ、

住所は、大刀洗町大字本郷4733番地2でございます。

2ページに履歴書を載せております。

平成16年の7月から人権擁護委員をされてございます。また、平成21年5月に、久留米人権擁護委員協議会事務局次長に就任をされ、現在3期目でございます。先ほど申しましたように、6月の30日で任期満了になりますので、今回推薦をお願いするものでございます。任期としましては、平成25年7月1日から3年間になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 本件につきましては、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

日程第5. 議案第1号 大刀洗町災害対策基金条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第1号大刀洗町災害対策基金条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第1号 大刀洗町災害対策基金条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） おはようございます。企画財政課の川原です。私のほうから説明をさせていただきます。

議案第1号大刀洗町災害対策基金条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたとおりでございますが、昨年の12月議会で御審議いただきましたように、福岡県市町村災害共済基金組合が、平成25年3月31日をもって解散いたします。ただ、昨年7月に本町でも被害がありました九州北部豪雨災害のような自然災害や突発重大事故が今後も起こらないとは限りません。そのような場合の応急対策や復旧対策のために経費を充てるための基金を設けるものです。

それでは、次のページをお願いいたします。設置について、第1条で、町は火災、地震、風水害、その他自然災害や突発重大事故等の人為的災害により、甚大な被害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に係る経費に充てるため、大刀洗町災害対策基金を設置するとしております。

第2条で積み立て、そして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額と

するとしております。また、第3条に管理の方法として、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。2項として、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとしております。

また、先ほど朗読がありましたように、4条に運用益金の処理、5条に繰替運用について、6条で処分について、7条で委任ということで、7条を今回基金条例として規定をしております。附則として、この条例は公布の日から施行するとしておるところです。

以上、簡単でありますけれども、御説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6 議案第2号 大刀洗町行政財産使用料条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第2号大刀洗町行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第2号 大刀洗町行政財産使用料条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。私のほうから説明をさせていただきます。

まず、最初に訂正をお願いいたします。下から4行目の法第228条となっておりますけれどもここは225条になります。申しわけありません。訂正をお願いいたします。

それでは、議案第2号大刀洗町行政財産使用料条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたように、平成18年地方自治法の改正により、行政財産は特例により、用途または目的を妨げない程度で貸付等が可能となりました。範囲が拡大された分の使用料については、明解な規定がされておられません。法第225条の規定により、使用料に関する事項については、条例で定めることとされております。基準を明確にし、行政財産を有効に活用するため、本条例を制定するものです。

次のページをお願いいたします。第1条に趣旨を掲げております。地方自治法に基づき、徴収

する行政財産の使用料については、他の特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるとしております。2条が納付について、許可を受けて行政財産を使用するものは使用料を納付しなければならないとしております。

第3条が、使用料の額を規定しております。まず、使用料の額は、町長が別に定める額とするとしておりますが、2項にまず前項の規定にかかわらず、次に掲げるものが納付すべき使用料は、当該各号に定める額とするということで、第1号と第2号に分けております。第1号が、自動販売機の設置のために、行政財産の使用の許可を受けたものが納付すべき使用料として、この場合は、月額として、100分の10以上を乗じて得た額、10%としております。また、使用期間が1カ月未満のときは、日割りによって計算するとしておるところです。それから、2号で町長が定める広告を表示し、また、掲出するために行政財産の使用の許可を受けたものが納付すべき使用料としております。この場合は、その都度、町長が定める額に消費税等の相当額を加算した額としております。

それから、3項に使用者が負担すべき電気料及び水道料等が伴う場合については、使用料に加算して徴収することができるとしておるところです。

また、第4条には、入札等の方法による使用料として、入札に付して、または公募により行政財産の使用許可を受けようとするものを選定する場合の使用料は、当該入札落札金額または当該公募により決定した額に消費税相当額を加算した額とするとしております。

また、5条以降には、使用料の減免、次のページになりますけれども、次のページに6条に徴収の方法、7条に使用料の還付という、それから、8条に委任という形で規定をしております。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 3条の自動販売機の使用料の100分の10以上とあるのは、100分の20にもなる、あるいは15、30でもなるというふうに感じ取れる面がありますが、その点はどうですか。100分の10じゃったら、以上はいらんとじゃないかと思えますけれども、お尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平田議員の御質問にお答えいたします。一応100分の10、10%以上としております。これは、条件等いろいろありますので、そのときの条件によって入札なり見積りなりで決定するというか、そういう形で、パーセントについては10%以上は使用料としていただきますという形の規定にしております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） この条例を制定する前と制定した後、制定したことによってどういった変化が生じるのか、例えば、自動販売機が現状において、どういった設置の方法であって、これ条例制定したことによって、何台分の変化が、収入が見込めるとか、現状においても徴収しているとか、あるいは広告等とかありますけれども、どういったものがこの条例に該当していくのかというのをもうちょっと御説明いただきたいと思うんです。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員さんの御質問にお答えいたします。今現在ドリームセンター、それから、各校区センター、いろんな町の施設に自動販売機を設置しておりますけれども、現状としては今15%という形での契約をしております。ただ、今まではそういうふうなきちつとした規定が、何%以上とりますとかいう規定がありませんでしたので、昨年度かなり自動販売機を設置しましたけれども、これを機会にこういう条例を設けたということです。ちなみに、久留米市、小郡市、朝倉市、筑前町、周りの市町村は既にこの条例が設置されております。そういうことも踏まえまして、今回提案をさせていただいております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 自動販売機以外の該当する予定の物件とか、そういうものについてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今のところはちょっと特には、一つは、今携帯電話のアンテナ関係、そういうものを公共施設に言われた場合が該当するのかなと思います。それと、今のところありませんけれども、広報誌、これに、広告等を入れておるところもあります。いろんな形が今からは想定されるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 自動販売機の売り上げについては、業者さんの申告によるものですか、この10%というのは。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今のところは、業者のほうから契約に沿った申告によって徴収しております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 考えられるものとして、自衛官の広告募集があるかと思いますが、これは減免の対象でしょうか、それとも、徴収の対象になるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 国の分になると思いますので、これは減免に当たるというふう
に考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第3号 大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第3号大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制定についてを議
題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第3号 大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。議案第3号大刀洗町ふるさと応援寄附条例の制
定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読がありましておりでございますが、平成20年度から
導入されたふるさと納税寄附制度というのが、本町においては事務取扱要領によって定められて
おります。6条からなる要綱をつくって、今までそれで事務手続を進めておりました。今回提案
しておりますふるさと応援寄附条例を今回新たに上程をさせていただいております。

内容について御説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。目的ですけれど
も、先ほど朗読がありましてように、広く応援しようとする個人、または団体を広く寄付金を募
り、これを財源として各種事業を実施する寄附者の大刀洗町に対する思いを実現することにより、
多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とするとしてお
ります。

事業の区分としては、この目的のために寄附された寄附金を財源として実施する事業は町長が
別に定めるとしております。基金の設置について、第3条で寄附金を指定事業の経費に充当し、
有効かつ適正に活用するため、大刀洗町ふるさと応援基金を設けるということで、基金を設ける
ようにしております。

また、積み立てについて、第4条で、基金は寄附者から収受した寄附金を一般会計歳入歳出予

算に計上して積み立てるものとするとしております。また、寄附金の管理運営の特例として、第5条に、町長は、前条の規定にかかわらず必要があると認められるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、指定事業の必要な財源に充てることができるとしております。この場合において、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないとしておるところです。

6条以降、6条に管理、7条に運用益金の処理、8条に振替運用、9条に処分、10条に寄附者への配慮、それから、11条に活用状況の公表、12条に適用除外、13条に委任という形で規定をしておるところです。

内容につきましては、先ほど朗読がありましたとおりでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） このふるさと応援基金は、現在のところこれに移行すると幾らぐらいありますか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今までの状況ということでよろしいですか。山内議員の質問にお答えいたします。現在までの寄附の状況ですけれども、平成20年から要綱をつくっておりますけれども、20年に1件、21年はゼロです。22年度に1件、23年度5件ということで、現在まで7件のふるさと納税寄附がっております。合計額が15万1,804円となっております。

以上です。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） これ納税のやつが対象なんですね。一般の寄附は全然関係ないわけですね。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 一般寄附とは別の取り扱いとなっております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） このふるさと応援寄附条例の目的に、基金を募り、これを財源として各種事業を実施すると。寄附された基金の運用、それから、事業等についてはこの定めがございますけれども、一番のふるさと応援基金を募るというか、この辺の方法等の基本的な考え方をどういった方向で広めていくかというふうなことは、この条例の中には定めなくてもいいんでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 後藤議員の御質問にお答えいたします。現状としては、今までの要綱では、先ほど言いましたとおりでございますけれども、同じ規模の大木町と比べましたら、非常に今のところ件数、金額も非常に少ない状態です。そういうことで、今回条例を制定しまして、積極的にPRなりを進めていきたいというふうに思っております。ただ、この条例の中には、そういう今後のPR方法なり、広く呼びかけていく方法については規定は入れておりません。よその条例等を参考にしてとらせていただいておりますけれども、条例の中には入れておりませんが、今後積極的に呼びかけなりPRは進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今までの寄附金の応募のPRと申しますか、そういう広め方については、どういう方法でやられておったのでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今のところは、ホームページ等での掲載等で行っております、主には。そういうことです。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） これを寄附されたものを運用とか事業とかということだけではなくて、やはり、ふるさと応援基金をどうして広めるかということを考えていただいたほうがいいのではなからうか。先ほどのちょっとお話にありましたけれども、余りこの寄附金が多くないというふうなお話があったけれども、その辺を今後やっぱりきちんと今までの要綱なり何なりというか、それは残るのかどうかわかりませんが、その辺を今後強く進めていっていかれたらというふうに考えます。これ意見として述べておきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 同様に意見なんですが、寄附金、このふるさと寄附金も一般寄付金も、できるだけ寄附をする方がしやすいようにしないといけないと思いますので、一般的にNPO法人とか、基金を集めるためにファンドユーザーというような基金集めのプロのような方もおられますし、例えば毎月引き落とし一定額をできるようにとか、例えばインターネットバンキングを使えるようにとか、わざわざ窓口に行かなくても、簡単な気持ちで寄附ができるような仕組みをつくるのがまずは自主財源の確保につながると思いますので、町長がいろいろ新しいことを取り組みをされて、町の名前もいろいろ売れていると思いますので、ちょっとホームページ見たらすぐ寄附ができるような、そんな仕組みづくりも一緒に、条例の中にうたわれないにしても、そういうところも一緒にやっていって、この条例が十分に生かされるような、そんな取り組みを

していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 答弁はよろしいですか。ほかに。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これを見ておきますと、例えば、何件か寄附があった場合に、そのうちどれぐらいを基金に積み立てるのかとか、その条件がついた場合に基金に積み立てるのか、あるいは、一般寄附金に積み立てない場合もあるのか、その辺の実際の運用はどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えします。基本的には基金にまず繰り入れるということを考えております。これに載っていますように、特別な場合とかを除いて基金に積み立てることが原則というふうに考えております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば、その寄附者から、例えば10年間奨学金に使ってほしいんだとか、そういう条件つきで長期的な注文がついた場合には、例えば一旦基金に積み立てという話にもなってこようかと思いますが、例えば、これは今年度ぜひ一般的なものに充ててほしいという、そういう逆の条件がついた場合には、基金に積み立てずに、一般財源にもう流し込む、そういうふうにも見てもいいですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） これは5条のところに寄附金の管理運用の特例というのが上がっておりますけれども、基金に積み立てることなく一般財源に計上してということで特例を設けておりますので、その形での運用をしたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで、1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時40分より再開いたします。

休憩 午前10時28分

.....

再開 午前10時40分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの議案第2号の中で、再度一部訂正があるそうですので、川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。先ほど議案第2号の下から4段目を、法228条を225と訂正を申し上げましたけれども、再度条例を確認いたしましたら、もとのとおり228条、これは、使用料の条例で定めるとするのは228条で間違いありませんので、申

しわけありません、228のほうに戻していただきたいと思います。次のページの最初の第1条の225というのはまた別で、使用料の徴収については、225に基づいてするというので、それが、混同しておりましたので、もとのとおり戻していただきたいと思います。

それから、幾つもあって申しわけありませんけれども、議案第1号の分を見ていただきたいと思います。議案第1号の2ページ目の一番下の附則として、この条例は、「交付」の日から施行する。この「交付」が、漢字が、公の布、公民館の公と布、公布というふうに訂正をお願いいたします。

以上です。

日程第8. 議案第31号 大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第31号大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第31号 大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） どうも、おはようございます。建設課の野瀬でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。議案の内容に入る前に差し替えをしております。差し替えの説明をいたしたいと思います。

全体にわたって、きのう全員協議会を開いた内容からすると、12カ所ほど「ただし」という文字が全体にわたって、12カ所抜けておったそうでございます。それを、全部にわたってつけ加えております。それから、あと文字で間違いがあったのが、6ページをお開きください。6ページの上から第4項の2行目の横断歩道橋を設ける場合にあっては3メートルというところ、ここに等が入っております、これが等が抜けておったそうでございます。これは追加させていただいております。隣のページの7ページの第17条、車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分、括弧して、以下車道の屈曲部ということになっておりますが、前の分が車線のという表現になっておったそうでございます。これは、正確にいうと車道の屈曲部ということで訂正をしたところでございます。

11ページでございます。申しわけございません。11ページごらんください。11ページの26条の3項、前条第3項及び第4項という形に前回はなっておったのが、本文が抜けておった

そうでございます。それを今回本文を入れさせてもらっております。

以上でございます。申しわけございませんが、それを差し替えさせていただいて、新しく議案書を出させてもらいました。

では、議案第31号大刀洗町道路構造の基準に関する条例の制定について、内容及び説明を申し上げます。

内容につきましては、きのう全員協議会におきまして詳しく御説明したところでございます。1ページをめくっていただきまして、1ページの1条から最後の42条までと最後の附則、この条例は、公布の日から施行することになっております。これは、先ほど提案理由で朗読がありました平成23年度法律第105号、地方分権に伴う第2次一括法に基づいて、各町で道路構造令を設けなさいということになっておりますので、提案させていただいております。

御審議の上、御承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第32号 大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第32号大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第32号 大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） では、続きまして、議案第32号大刀洗町道路標識の寸法に関する条例の制定でございます。提案理由につきましては、先ほど朗読がございましたが、平成23年法律第105号に基づいて、これも同じく地方分権に伴う第2次一括法でございます。これに基づきまして、町においても、町道に関する標識等の条例を設けるものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページから、1条から3ページの7条まで、裏にいきまして、附則のこの条例は、公布の日から施行するというふうになっております。

内容につきましては、きのう全員協議会におきまして御説明したとおりでございます。御審議の上、御承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第4号 下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第4号下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第4号 下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） こんにちは。生涯学習課の福永でございます。よろしくお願いたします。

まず、最初にまことに申しわけありませんけれども、訂正のほうでございます。一番最後の5ページでございますが、別表中の中で2番目にあります第4条第2項というふうなことで書いております。これにつきましては、昨日の全員協議会の中で議員各位の皆様には訂正方了承をいただいておりますので、執行部の皆様方の訂正方お願いいたしたいというふうに思っているところです。

それでは、内容について説明をさせていただきたいと思えます。きのうも全員協議会のほうで説明をさせていただきましたけれども、御存じのように、下高橋官衙遺跡につきましては、平成4年の開発に先駆けて発見された遺跡でございます。奈良時代の郡役所の重要な施設であるというふうなことから、平成10年に国の指定を受けてきたところでございます。当初の整備計画では、短期整備、中期整備、長期整備というふうなことで、3段階の整備計画をしていたところでございますけれども、現実的な整備計画や町の財政状況等を勘案いたしまして、短期整備の前半をもって一応の区切りといたしまして、今後の利活用にシフトしていくというところでございます。これまでには、地元の方の散歩等のほか、グラウンドゴルフや少年少女スポーツ教室、またはサッカー、フットサルの練習と、また、昨年行われました軽トラ市などに利用をされてきたところでございます。

今後は、完成後の活用に向けて一定のルールづくりが必要となりますので、地方自治法第

244条の2の規定に基づきまして、この条例を制定するものでございます。

それでは、議案第4号でございます。提案理由は先ほど朗読があったとおりでございます。1条の目的につきましましては、下高橋官衙遺跡の保存と活用を図り、もって教育及び文化の向上に寄与し、あわせて町の活性化を図ることを目的とするというふうなことで掲げておるところでございます。

この条例につきましましては、第1条から、4ページの第16条まで掲げさせております。2条に位置ということで上げておるところです。3条が管理の関係でございます。4条が、行為の制限というふうなことです。5条が、禁止事項というふうなことで、12号上げておるところです。6条で使用の許可、7条で使用の不許可、8条で使用料の徴収関係でございます。9条で使用料の還付でございます。10条で目的外使用及び権利譲渡等の禁止ということで上げておるところです。11条で設備の制限を掲げさせていただいております。12条では、使用許可の取り消しというふうなことで上げておるところです。13条では、原状の回復義務、また、14条では損害賠償について、15条では、許可証の携帯について、また、16条では委任というふうなことで上げさせてもらっております。

内容につきましては、昨日の全員協議会のほうで協議をいただいておりますので、簡単ではございますが、提案だけさせていただきたいと思っております。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 質疑ではございませんが、きのうの全協の中で犬の糞公害のことが話題になっておりました。これは、公園のことに限らず、道路なんかでも非常に問題になっているところなんです。ですから、犬の糞に関しては、環境美化条例の中でうたってほしいと思います。

環境美化条例の中には、犬の糞については明記されておられません。ぜひそういうところでうたって周知していただくようにすれば、犬の糞公害が少しでも軽減されるのではないかと思いますので、担当部署においてお願いしたいと思っております。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えしますが、確かに住民の方々から、犬の糞公害については、一番苦情の多い事項であります。今後検討しまして、対策なりを何か考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第 1 1. 議案第 5 号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第 1 1、議案第 5 号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第 5 号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第 5 号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読ありましたように、平成 2 4 年度において、町長の給料月額を附則により 1 0 %削減し、給与を支給しております。2 5 年度におきましても、町長の申し出がございまして、引き続き、同様の減額を行うに当たり、条例を一部改正するものでございます。

最後のページをお願いしたいと思います。ここに附則でございますが、特例措置の中にアンダーラインです。平成 2 4 年度に限りとございますが、それは、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度に改めるものでございます。

施行等につきましては 2 ページでございますが、附則、この条例は、公布の日から施行するとしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第 1 2. 議案第 6 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第 1 2、議案第 6 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

.....
議案第6号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 住民課の山本でございます。それでは、私のほうから議案第6号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、内容についての御説明をいたします。カラー刷りのA4用紙でございます。国民健康保険税（議案第6号）関係及び新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

改正の内容でございますけれども、後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まりまして、この制度の創設に伴いまして、国保に加入者が1人だけの世帯、いわゆる特定世帯と申しておりますけれども、これについては、世帯の平等割額を最大5年間、2分の1に軽減する保険税の軽減制度が新設されております。今回の改正は、5年を超える月の翌月から8年を経過する月までの3年間について、新たに特定継続世帯というふうに位置づけまして、平等割額を4分の1に軽減する保険税の軽減制度が新たに追加されたものでございます。

カラーのほうのA4用紙をごらんいただきたいと思っております。こちらに、国民健康保険税のそれぞれ課税の区分という形で、医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと、介護納付金分という形で、3つの区分から今保険税のほうは徴収いたしております。今回改正になる点につきましては、オレンジ色のところで示しております医療給付費分の平等割、それから、後期高齢者支援金分の平等割のところでございます。それぞれ本則課税と、7割、5割、2割軽減するところを、今回新たに軽減額を新設するものでございます。

それでは、新旧対照表の最初のほうをごらんいただきたいと思っております。第5条の2関係でございます。こちらのほうに、今回、先ほど申しましたように、特定世帯の位置づけ、それから、特定継続世帯というのを、こちらのほうに新たに追加して規定をしているところでございます。具体的には、新たに、特定継続世帯がありませんでしたので、これを1万8,000円の額を制定しているところでございます。

次のページをおはぐりいただきたいと思っております。第7条の3でございます。これにつきまして、今度は支援者分です。後期高齢者支援金分の平等割の額を新たに追加をいたしておるところでございます。5,250円です。中段のところにあるかと思っております、を軽減しているところでござ

います。

それから、今度は23条関係でございます。これは、世帯の軽減額をそれぞれ記載いたしております。下のほうに軽減基準があると思えますけれども、7割、5割、2割の軽減については、世帯の所得額が33万円以下については7割、33万円を超え、一人当たり24万5,000円以内については5割軽減、35万を加算した額については、それぞれ2割を軽減するという規定がそれぞれ23条に規定をされております。今回、7割軽減の方にありましては、1万2,600円を新たに追加するものでございます。同様に、5割軽減の方につきましては9,000円の軽減額を新設するものでございます。同じく2割のところについては、3,600円を追加するものでございます。それから、後期高齢者支援金分についても同様に、軽減のところの3のところです。Aの3のところでございますけれども、3,675円、同じく5割軽減については2,625円、2割軽減のところについては1,050円を新たに追加して軽減措置を設けるものでございます。このことを新旧対照表のほうに列記しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますけれども説明にかえさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第7号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第7号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第7号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 私のほうから説明をさせていただきます。議案第7号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、朗読がありましたように、財政事情の公表については、より多くの

町民の方にお知らせするという事で、前年度の上半期の財政状況を6月の広報で、その年の上半期の状況を12月の広報でお知らせをしております。現状の公表期日にあわせて現条例を改正するものであります。

内容につきまして、3枚目の新旧対照表のほうで御説明を申し上げます。

本則の第2条であります。公表の期日について、「毎年8月1日及び2月1日」のところを「毎年6月及び12月」に、それから、2項の「事故により、前項の期日」となっておりますところを、「事故により前項に定める月に」という変更です。それから、2行目の「町長は事故の前に点ですね。それから、3行目に「1月内においてその期日を定めて」を「1月内に公表しなければ」というふうに、「おいてその期日を定めて」を省略をしております。

それから、第3条の財政事情の公表事項について8月1日を6月に、「おいて」を、「おいては」、それから、2行目の「その年の」を「同年」というふうに改正するものです。

また、3条2項の「2月1日に公表する」を「12月に公表する」、また、「前年4月1日」を「同年4月1日」に改正をするものです。

また、公表の方法、第4条のところの「公告式条例」のところを、「広報及びホームページ」ということで、現状にあわせて改正をしたいというふうに思っております。

次のページをお願いいたします。「前項の財政事情は、その公表の日から6カ月間何人も町長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる」となっておりますところを削るところです。

これにつきましては、附則で、この条例は、公布の日から施行するというふうにしております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14．議案第8号 大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第8号大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第8号 大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。議案第8号大刀洗町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど朗読がありましたように、基金条例5つの中で、表現等不一致が見つかりましたので、今回5つの基金条例の文言の訂正をお願いしたいと思っております。

内容について、最後の新旧対照表で説明申し上げます。最後のページをお願いいたします。本則の運用益金の処理、第4条ですが、その2行目、「計上して基金に編入するものとする」という前に、「計上して、この基金に編入するものとする」という改正であります。

簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.....

日程第15. 議案第9号 大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第9号大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第9号 大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。それでは、議案第9号大刀洗町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、朗読がありましたように、現状の運用方法にあわせた条例の一部を改正するものであります。

内容について、最後のページをお願いいたします。新旧対照表によって御説明をさせていただきます。本則の第4条、運用益金の処理についてですが、2行目の「処理するものとする」ところを、「この基金に編入するものとする」という改正であります。

簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第10号 大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第10号大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第10号 大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼いたします。議案第10号大刀洗町農業振興積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、朗読がありましたとおり、現状の運用方法にあわせた条例の一部を改正するものであります。

内容について、最後の新旧対照表をお願いいたします。本則の第4条、運用益金の処理についてですが、2段目の「計上して処理するものとする」を、「計上して、この基金に編入するものとする」という改正をするものであります。

以上で、簡単でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第11号 大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第11号大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第11号 大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 失礼します。それでは、議案第11号大刀洗町消防施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど朗読がありましたとおりでございます。

最後のページをお願いいたします。最後のページに新旧対照表を載せております。本則の第4条、運用益金の処理についてですが、「計上してこの基金に編入する」を、ほかの条例と同じように、「計上して、この基金に編入するものとする」という改正でございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第18. 議案第12号 大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第18、議案第12号大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第12号 大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、議案第12号大刀洗町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、朗読がありましたように、現状の運用方法にあわせるため条例の一部を改正するものであります。

内容について、最後の新旧対照表をお願いいたします。本則の第4条、運用益金の処理でございます。「計上して処理するものとする」を、「計上して、この基金に編入するものとする」と

改正するものでございます。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第13号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第19、議案第13号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第13号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） それでは、議案第13号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容について説明いたします。

提案理由は、先ほど朗読のとおり、障害者自立支援法の一部を改正するに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容について説明いたします。新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。重度障害者医療の支給対象は、大刀洗町の区域内に住所を有するものですが、例外として、大刀洗町に住所を有しなくても支給対象者となるものを規定したのが第13条関係でございます。第13条の第1項でございますけれども、旧のほうの障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が成立をいたしておりまして、平成18年の4月1日から施行されているところでございます。今回、この法律の名前が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わるために改正をするものでございます。

それから、次のアンダーラインのところでございますけれども、同法、附則第41条第2項または第58条第2項の規定が、これは平成24年4月1日に廃止をされておりますので、これを削らせていただきます。

同じように、同法、附則第4条も、これは、平成18年9月30日までの規定となっております

したので、これを削るものでございます。

次のアンダーラインのところにつきましては、「若しくは」を「又は」、それから、「または」がまた出てきますので、「又は、」に変更させて改正するものでございます。

次に、第2項関係でございますけれども、「障害児入所施設」の前に、点が抜けておりますので、句読点を挿入させていただいております。

それから、最後のほうの行でございますけれども、「又は障害者自立支援法」からずっと後となっております「知的障害者通勤寮（以下通勤寮）」というところについてでございますけれども、これは、附則のほうで定めておりましたのが、平成24年3月31日まで運営できるとされていたために、今回、現在この施設の運営ができてないということで削らせていただくものでございます。

以下、「通勤寮」というのが出てきますので、同様にこれを削らせていただくものでございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第20、議案第14号 大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第20、議案第14号大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第14号 大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） それでは、議案第14号大刀洗町立大刀洗診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容について説明申し上げます。

提案理由は、先ほど朗読のとおり、医師宿舎については、一部を改修し、調剤薬局として利用することから、医師宿舎としての利用ができなくなるために、大刀洗診療施設を構成する施設か

ら除外するものでございます。

内容について説明をいたします。大刀洗診療所につきましては、指定管理者として、12月議会で医療法人社団シマダに指定ということで承認をいただきました。その後、協定書を締結するために細部について協議をしまして、指定管理者から調剤薬局は院外薬局にしたい、それから、医師薬局については、利用しない旨の申し出があったところでございます。それと同時に、調剤薬局を設置される業者の方から、医師宿舎の一部を改修して調剤薬局として利用したい旨の申し出がっております。そのため、構成施設のほうから除外させていただくものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。第3条のほうに施設の構成についてを規定いたしているところでございますので、第2号のところの医師宿舎を削りまして、それぞれ3号以下を1号ずつ繰り上げて2号、3号、4号に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 一部を使用されるということは、残りの一部についてはどうなるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 平山議員の質問にお答えいたします。当初は、一部だけを改修してそこだけを使わせてくださいということでございましたけれども、残りの施設についても、業者さんのほうから、職員の休憩室等に使わせていただきたいと思いますということで、改修しない施設についてもそのまま使わせていただきたいと思いますという御指定がっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ということは、建物自体は町有施設として残るわけですか。所有はどのようなふうになるんですか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 建物はあくまで町有のものでございますので、そのまま町に貸借というか、業者のほうに貸すという形になります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第21. 議案第15号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第 2 1、議案第 1 5 号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第 1 5 号 大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。議案第 1 5 号大刀洗町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

先ほど朗読がありました提案理由のとおりでございます。平成 2 3 年法律第 1 0 5 号、地方分権に伴う第 2 次一括法に基づき、それに伴い、公営住宅法及び公営住宅施行令が一部改正されております。それに基づき、町の条例で制定をしてくださいということでございますので、提案しております。

めくっていただきまして、4 ページから新旧対照表をつけております。きのうの全員協議会の中で提案理由なりを説明しておりますので、第 5 条については、アンダーラインのある新旧表でございます。同じく 2 項につきましては、新設が入ってきております。次の 5、6 ページでございますが、2 項については新設が入ってきております。3 項も同じく新設でございます。第 6 条も修正がございます。

全員協議会の中で説明しておりますので、御審議の上、御承認願いますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

..... .
日程第 2 2. 議案第 1 6 号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第 2 2、議案第 1 6 号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

議案第16号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 続きまして建設課でございます。議案第16号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定でございます。先ほど提案理由は朗読ございましたが、これも同じでございます。平成23年法律第105号、地方分権に伴う第2次一括法に基づいて、同じく下水道法の一部改正に伴い、町の条例で制定する必要があるということになっております。

それで、内容の説明なんですけど、3枚目をめくっていただきたいと思います。新旧対照表をつけております。これも、きのうの全員協議会で詳しく述べておりますので、新旧対照表を見ていただいて検討していただきたいと思います。御審議の上、御承認願いますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第23. 議案第17号 久留米広域市町村圏事務組合格約の変更について

○議長（長野 正明） 日程第23、議案第17号久留米広域市町村圏事務組合格約の変更についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

議案第17号 久留米広域市町村圏事務組合格約の変更について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 議案第17号久留米広域市町村圏事務組合の規約の変更について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたように、現在、久留米広域圏の事務所は、平成25年度より久留米消防東出張所として、また、筑後地域消防指令センターとして建てかえる予定になっております。そのために、現在の事務所を久留米市北野町、現在の北野総合支所ですが、そちらのほうに移転をする計画になっております。地方自治法の290条の規定に、一部事務組合の規約の変更については、関係地方自治体の議会の議決が必要となっております。そういう理由で今回議決を求めるものです。

それでは、2枚目の裏のほうをお願いいたします。2枚目の裏のほうに組合規約新旧対照表と
いうのをつけております。現在の第1章、総則、（組合の事務所の位置）ですが、第4条に「組
合の事務所は、久留米市山川杵形町3番15号に置く」を、「久留米市北野町中3245番地
3」に置くと改めるものでございます。

最後のページですけれども、附則のところに、この規約は、平成25年4月1日から施行する
としております。

以上、簡単ですけれども、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第24. 議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について**

○議長（長野 正明） 日程第24、議案第18号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方
公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第18号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地
方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由及び内
容について御説明いたします。

提案理由でございますが、先ほど朗読がありましたように、田川地区清掃施設組合及び福岡県
市町村災害共済基金組合が脱退をいたします。そして、25年4月1日から、下田川清掃施設組
合が新たに福岡県市町村職員退職手当組合に加入することになりますので、組織する地方公共団
体の数が増減をいたします。そういうことで、地方自治法第290条の規定により議会の議決を
求めるものでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。まず、加入及び脱退を第18条で規定
いたしておりますが、旧のアンダーラインと新のアンダーラインを比較していただきたいと思います

ます。及び組合を組合員に、2以上につきましては、これは削ります。または、もしくは、次の解散を脱退する、もしくはをまたに改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。3ページです。これが、別表第1、第2条の関係の構成団体がそれぞれ市郡ごとにここに掲げてあります。朝倉郡の甘木朝倉広域市町村圏事務組合が、甘木、朝倉の間に中線が入ります。下の田川郡でございます。田川地区清掃施設組合が、これは脱退です。新のほうで新たに下田川清掃施設組合が加入になります。その他で、福岡県市町村災害共済基金組合は、これは3月31日をもって解散されますので、脱退になります。

次のページをお願いいたします。4ページでございますが、これが、議員の選挙区及び定数を定めております。旧のほうと新とアンダーラインのところを見ていただきたいと思います。第3区でございます。福岡県市町村災害共済基金組合が削りまして、第5区、田川地区清掃施設組合も同じく削ります。第5区の新のほうですが、ここに新たに下田川清掃施設組合が加わるということになります。84団体が83団体になるようでございます。

あと1ページをお願いしたいと思います。附則、この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成25年3月31日から適用するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第25. 議案第19号 筑前町との下水道の排水協定の更新について

○議長（長野 正明） 時間を経過しておりますけども、日程第25までを午前中に済ませたいと思います。日程第25、議案第19号筑前町との下水道の排水協定の更新についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第19号 筑前町との下水道の排水協定の更新について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。議案第19号筑前町との下水道の排水協定の更新について、御説明申し上げます。

先ほど、提案理由を朗読ございましたが、平成20年10月1日に筑前町と排水の協定を締結

しております。それが、25年3月31日で満期終了となりますので、更新を求めたいということとで議決を求めるものでございます。

次のページごらんいただきたいと思っております。下水道の排水協定の案をつくっております。1条から8条まで、その他までつくっております。

次のページまためくっていただいて、どこかといいますと、大刀洗と筑前境の2件についてのみの協定でございます。この継続をやっていききたいというふうに思っておりますので、御審議の上、御承認願いますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

これで午前の会議を閉じます。午後は、1時10分より再開いたします。

休憩 午後0時05分

.....

再開 午後1時10分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き、再開いたします。

.....

日程第26. 議案第20号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（長野 正明） 日程第26、議案第20号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第20号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 企画財政課の川原でございます。よろしくお願い致します。それでは、議案第20号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がありましたが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,413万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,325万1,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第

2表によるでございます。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表の債務負担行為補正」とするものでございます。

第4条で、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」とするものでございます。

今回の主な補正でございますが、3月補正でございますので、主に各種事業の実績を見込んだところでの減額となっております。

一方、追加補正の主な事業といたしましては、社会資本整備総合交付金事業費の道路舗装工事請負費や全国瞬時警報システム自動起動装置整備工事費等を計上しております。

それでは、内容の説明をいたしますので、歳出の16ページをお願いいたします。16ページからが歳出でございます。1款1項1目議会費でございます。議会費の主なものとしましては、15節工事請負費のところに、議場映像音響設備改修工事費ですが、これは、執行残を876万7,000円減額をしております。また、4の共済費のところに、これは各款の4節共済費のところに、共済組合公的年金遡及負担金を計上しておりますが、これは、負担率が変更されたために、4月から2月までの11カ月分の差額を追加分として計上しております。これを、各款のところに計上をしております。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。主なものとして、19節に退職手当組合特別負担金ということで、1,410万2,000円を追加でございますが、これは、早期退職者分の特別負担金等でございます。

次の同じく5目の財産管理費でございます。これは、主に17ページの25節の積立金ですが、公共施設整備基金積立金を1億5,041万6,000円計上しております。

17ページですけれども、6目企画費から10目の自治振興費までについては、執行残あるいは実績等を見込んでの減額、また、財源組み替えをしております。

16目のサイン、駐車場等管理費でございます。15節工事請負費、これは、一般国道500号大刀洗十文字交差点のサイン移設工事ということで、道路改良に伴うサインの移設工事費を165万9,000円計上をさせていただいております。

次に、18ページをお願いいたします。18ページは、2款5項統計調査費につきましては、実績により減額及び追加をしております。

次に、2款6項1目の監査委員費でございますが、これは、実績を見込んでの減額です。

それから、3款1項2目の障害者自立支援費でございます。補正額889万4,000円でございますが、これは、1節の報酬から20節の扶助費までについては、実績に基づいての減額及び追加分でございます。

19ページの23節償還金利子及び割引料ですが、これは、23年度の額が確定をしましたので、その分の返還金を計上しております。合わせて238万3,000円となっております。

次に、同じく3目の高齢者福祉費でございます。これは、執行残及び実績に基づいての減額を上げております。

続いて、一番下の6目重度障害者医療費については、23年度の額が確定しておりますので、返還金を計上しております。171万2,000円となっております。

次に、20ページをお願いいたします。20ページ、3款1項7目のひとり親家庭等医療費につきましても、額が確定しましたので返還金を計上しております。

続いて、8目の介護保険推進費でございます。これは、広域連合から通知を受けまして、一般会計分、特別会計分を減額をしております。

9目介護予防事業費でございます。主に実績に基づいての減額等をしております。次に、10目社会福祉会館管理費、これにつきましては、契約を見直して減額になった分を予算も減額をいたしております。合わせて26万5,000円です。

12目国民健康保険費につきましては、国保会計繰り出し金を追加で15万1,000円計上しております。

13目老人保健及び後期高齢者医療保険費でございます。繰り出し金の額が確定しましたので、101万1,000円を減額をしております。

次に、21ページでございます。3款2項1目の児童福祉総務費でございますが、これにつきましては、今年度の実績で減額または追加をしております。

次に、22ページをお願いいたします。22ページ、3款2項1目ですが、23節償還金利子及び割引料ですが、これも23年度の額が確定した分の不足分を計上しております。

2目児童措置費、子ども手当の分です。2月、3月分を24年度分で支払われておりますが、執行残になります。

3目乳用児医療費でございます。これは、実績により給付費を100万円追加計上をしております。

4目子育て支援費、これも、7節賃金ですが、実績により減額をしております。

それから、4款1項2目予防費でございます。13節医療費でございますが、予防接種が集団接種から個別接種に9月から変わっております。その分の追加分で420万6,000円を計上しております。

次に、3目環境衛生費でございますが、これは、町の環境衛生組合のほうで出したということで減額をしております。

6目健康増進事業費でございます。実績で減額をしております。

9目診療所費でございますが、診療所特別会計繰り出し金の額が確定しておりますので57万2,000円追加をしております。

次に、23ページをお願いいたします。

4款2項1目し尿処理費でございます。22節の補償・補填及び賠償金でございますが、今のところ支出をしておりますので、残りの月分を残して387万減額をしております。

2目塵芥処理費でございますが、今年度の実績での減額をしております。

次に、5款1項5目になりますが、農業振興費、これは、執行残を減額をしております。

6目農地・水保全管理共同活動支援事業費、19節の負担金・補助及び交付金につきましては、2団体取り下げられておりますので、その分285万6,000円減額となっております。

24ページをお願いいたします。

5款1項9目の活力ある高収益型園芸産地育成事業費でございます。これは、災害復旧の関係ですが、入札により403万円減額をしております。

10目水田農業担い手機械導入支援事業費でございます。19節負担金・補助及び交付金ですが、これも取り下げによる減額をしております。

12目有害鳥獣等駆除対策費は実績で減額しています。14節の農業農村整備費につきましても、実績による減額です。

それから、15目農業環境整備費でございますが、今回、国の補正にあわせて活用しまして、13節委託料、それから、15節工事請負費、それから、22節補償・補填及び賠償金のところに、三川地区農業用排水施設工事の予算を計上しております。あわせて事業費764万8,000円を今回計上させていただいております。

次に25ページをお願いいたします。

農業集落排水事業費です。28節繰出金、下水道事業特別会計繰出金ということで、510万1,000円を計上しております。

17目国営造成施設管理体制整備促進事業費です。変更申請で531万減額をしております。

5款1項5目雇用対策費です。執行残を減額をしております。

次に、26ページをお願いいたします。

7款2項2目道路改良費でございます。1,150万の減額となっております。これは、対象が農地が多かったために執行残を減額をしております。同じく3目社会資本整備総合交付金事業費でございます。国の補正にあわせて、今回13路線の工事費、調査費等を計上しております。合わせて1億1,500万円となっております。

次に、27ページをお願いいたします。

7款3項1目水路環境整備費でございます。これは執行残を減額をしております。2目公共下水道費、これにつきましても、19節負担金・補助及び交付金、実績の残を減額をしております。25積立金には、下水道施設整備基金積立金を1万円、28節繰出金には、下水道事業特別会計

繰出金を1,327万6,000円計上しております。

7款4項1目河川総務費でございます。これは、執行残を減額しております。

7款5項につきましても、実績での減額です。

次の7款6項1目につきましても、実績での減額を上げております。

次に、28ページをお願いいたします。

7款7項1目公園管理費でございますが、これにつきましても、実績での減額、執行残を減額しております。

8款1項3目水防費でございます。これにつきましても、執行残の減額を上げておるところです。

同じく4目の災害対策費でございます。こちらにつきましては、補正額5,289万円となっております。15節工事請負費、全国瞬時警報システム自動起動装置整備工事費を上げております。これは、国の補正の分で、一般的にJ-ALERTと言われるもので、災害時に防災メール、町のホームページ、いろんなメディアを通じて、災害情報を伝達するシステムとなっております。今回、その分の予算2,289万円を計上しております。また、25積立金に、災害対策基金積立金として3,000万円を計上させていただいております。

続けて、9款1項2目事務局費でございます。実績での減額等でございます。

9目大刀洗学力向上推進事業費でございます。これにつきましても、実績等での減額をしております。

それから、次のページ、29ページですが、9款1項5目早期からの教育相談・支援体制構築事業費でございます。これは、予算の組み替えをしております。

9款2項1目一般管理費でございます。これは、主に執行残等の減額をしておるところです。

次に30ページをお願いいたします。

9款2項4目大刀洗小学校費につきましても予算の組み替えとなっております。

6目教育振興費につきましては、実績見込みでの減額をしております。

7目小学校改築費につきましては、執行残を159万減額をしております。

9款3項1目一般管理費でございます。これにつきましても、執行残を減額しております。

3目教育振興費につきましては、今年度の実績で減額をしております。

31ページでございます。

9款3項5目中学校改築費につきましても、執行残の減額を計上しておるところです。

9款5項1目から7目まで、執行残及び事業を行わなかった分の残額を減額をしておるところです。

8目につきましては、財源組み替え、9目文化財調査事務諸費でございますが、これは、実績

での減額をしておるところです。

次に32ページをお願いいたします。

9款5項10目町内遺跡発掘調査費でございます。これも、執行残等を減額をしております。

11目施設整備管理費につきましても、実績での減額となっております。

14目文化財発掘受託調査費も、実績での減額分を減額しております。

次に、9款6項1目保健体育総務費の18備品購入費ですが、これは入札で金額減での執行残となっております。19節負担金・補助及び交付金につきましては、小学生のソフトテニス大会分の全国大会分を計上しております。

それから、4目運動公園管理費につきましては、13節委託料、これは、運動公園の東側の駐車場の現況と合わない分がありましたので、境界復元のための測量費を上げております。

最後、33ページです。9款6項5目の武道場管理費につきましては執行残です。

10款1項1目につきましては、19節負担金・補助及び交付金を上げております。両筑土地改良区農業災害復旧工事交付金となっております。この事業につきましては、事務窓口が町ということで、国庫補助金を町に受け入れて、両筑土地改良区に支出するという形で今回予算を計上しております。

11款1項2目利子でございます。長期債利子が確定いたしましたので、減額をしておるところでございます。

次に、歳入の説明をしたいと思っております。9ページをお願いいたします。

9ページからが歳入になります。2款2項1目自動車重量譲与税、今年度の見込みで300万円の減額補正をしております。同じように、利子割交付金につきましては100万円の減額、自動車取得税交付金につきましては、500万円追加計上をしておるところです。

また、9款1項地方交付税ですけれども、一律国のほうで減額をされておりましたけれども、国の今回の補正で追加された分を567万9,000円計上しております。

11款1項分担金及び負担金でございますが、取り下げた分の減額をしておるところです。

11款2項につきましては、実績にあわせて今回追加または減額をしております。教育費負担金につきましても同じように支出にあわせた減額をしておるところです。

次の10ページをお願いいたします。

12款1項ですが、これは、実績にあわせた形で追加をしております。12款2項使用料及び手数料ですけれども、実績にあわせて追加で計上しております。

次の13款1項1目民生費国庫負担金ですが、1節社会福祉負担金につきましては、それと、3節の児童福祉費負担金につきましては、交付決定額、あるいは実績に応じて増額をしておるところです。

それから、4節子ども手当負担金、それから、5節、6節、7節の児童手当負担金につきましては、法改正による組み替えをしておるところです。

11ページ、国庫支出金、13款2項1目民生費国庫補助金につきましては、交付額が確定しておりますので、それにあわせて減額をしております。

3目の土木費国庫補助金につきましては、今回の社会資本整備総合交付金にあわせて、その60%の6,000万円を増額計上しております。

4目の教育国庫補助金、それから、5目災害復旧国庫補助金につきましては、実績にあわせて、支出にあわせての減額等をしております。

同じく13款3項1目の総務費委託金につきましては、外国人登録事務が今回7月で事務が変わっております。そのための減額及び増額を計上しております。

14款1項民生費県負担金ですが、国庫負担とあわせて今回追加をしております。

次の12ページをお願いいたします。

14款1項、前のページから続いておりますが、1目につきましては、先ほどの国庫支出金とあわせて県分の負担割合を増額あるいは減額をしております。

14款2項2目の民生費県補助金につきましても、国庫支出金で説明しましたように、実績にあわせて増額または減額の補正を上げております。

それから、次の13ページですが、県支出金、14款2項4目農業水産費県補助金ですが、これは、実績にあわせて減額をしております。

それと、8目の消防費県補助金につきましては、先ほどの全国瞬時警報システム整備に係る交付金、これは10割ですけれども、2,289万円を追加で計上しております。

14款3項につきましては、支出にあわせて計上をしておるところです。

次に14ページをお願いいたします。

15款1項2目利子及び配当金です。これにつきましては、基金の利子分ですが、3月末までの収入見込み額を追加で計上しております。合わせて119万6,000円ということです。

それから、16款1項3目農業水産費寄附金につきましては、4分の1を140万計上をしております。

19款4項1目雑入ですが、自動販売機設置に伴う追加の分と、3番目です。市町村振興宝くじサマージャンボ交付金が額が確定をしております。57万8,000円、それから、オータムジャンボ分の交付金が41万9,000円。それと、最後に、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う納付金返還金でございますが、1億6,010万4,000円となっております。以上を計上をしておるところです。

15ページでございます。

20款1項3目の土木債でございます。道路橋梁債でございますが、6,150万円の追加でございます。

同じく4目の教育債、補助対象額が確定しましたので、330万円の減額をしております。

5目農林水産業債につきましては、農業債でございますが、これは、支出で説明しました三川地区農業用排水施設工事分を380万円計上しております。

以上が歳入になります。

次に5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費関係でございます。5ページのほうですが、「第2表繰越明許費」関係でございますが、まず、2款総務費1項総務管理費でございます。庁舎耐震及び大規模改修工事実施計画委託関係で609万円、同じく総務費の総務管理費で庁舎耐震診断評価取得委託262万5,000円です。

次に、4款衛生費1項保健衛生費で、泥捨場フェンス新設工事が221万3,000円、4款衛生費で保健衛生費、大刀洗葬祭場建設事業関係ですが1億7,728万9,000円となっております。

5款農林水産業費1目農業費ですが、農業体質強化基盤整備促進事業費、これは三川地区の農業用排水施設工事ですが764万8,000円、7款土木費2目の道路橋りょう費です。道路改良事業町単分として382万1,000円、同じく道路橋りょう費で道路奥野七反牟田線改良工事町単分で300万円、同じく道路橋りょう費で町道猪本高食線外12路線舗装修繕事業（国補正社会資本整備総合交付金関係）で1億1,500万円、8款消防費1目消防費ですが、全国瞬時警報システム自動起動装置整備事業関係で228万9,000円となっております。合計で3億3,448万6,000円を翌年度に繰り越しをお願いしたいというふうに考えております。

次に、「第3表債務負担行為補正」でございます。1、追加で、町道猪本高食線外12路線舗装修繕事業です。期間としては、平成25年度から29年度まで、限度額4億1,000万円でございます。

次、6ページをお願いいたします。

「第4表地方債の補正」でございますが、まず、1番、追加でございます。一般補助施設整備等事業債、三川地区農業用排水施設工事費分で、限度額380万円、次に、公共事業等債で道路舗装修繕分3,560万円、3つ目に、地方道路等整備事業債、道路舗装修繕分が2,590万円、合計の3,940万円となっております。起債の方法につきましては、証書借入、利率については5%以内、償還の方法につきましては、「政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及

び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。」としております。

また、2番、変更でございます。一般補助施設整備等事業下高橋官衙遺跡整備、補正前といたしましては、限度額が1,380万円が補正後は1,060万円になります。

次に、学校教育施設等整備事業、菊池小多目的ホール改修の分ですが、補正前の限度額が1,070万円が補正後は1,060万円になります。合計が補正前限度額が2,450万円が補正後は2,120万円になります。

以上が地方債補正でございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

失礼いたします。今説明した中で1カ所訂正がございますので、申しわけありませんけれども、6ページをお願いいたします。今先ほど説明いたしました6ページの地方債補正の合計の金額を修正をお願いしたいと思います。合計のところは6,530万円、先ほど3,940万円と言いましたけれども、6,530万円と修正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番安丸です。議案書28ページの8款1項4目災害対策基金積立金の関係です。これは、今議会の中の1号議案との関連の分でしょう。というか、要は、条例的に無い部分に基金として持っていくという補正で流れ的にはちょっとおかしいような気がしたんで説明をお願いします。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 安丸議員さんの質問にお答えいたします。今回条例にかけさせていただいて、可決後、こういう補正予算に上げるということを想定して今回予算に上げさせていただいております。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 安丸ですけども、要は11日に補正の議決されるということで、条例はその後に議決という流れになると思うんですけども、要は、条例のないところに金を持っていこうとしているわけですから、順序としておかしいような気がしますし、前回の議会の中でも教育施設整備基金のところでもちょっとあとで気づいたわけなんですけども、要は基金の持って行き場所がないのに補正予算を組んであるから、そこらあたりをちょっと順序としてどうかなど思って質問させていただきました。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 安丸議員の御質問にお答えいたします。関連ということで、まず、条例を上程いたしまして補正に上げておるわけでございます。ただ、議決の方法が、まず補正予算がさきに議決を受けるということになるかと思っております。あと条例の関係は、最終日に議決を受け

ますので、仮に条例、これがさきに否決を受ければ、当然条例はそれなりに考えてもらえばいいと思いますし、仮に条例が否決されても、予算は組んでおいても、今回は逆に執行ができないという形になりますので、大きな若干の逆になっても問題적にはないと思います。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今課長の答弁で意味合いはわかったんですが、そうすると逆に条例をつくってから補正を議決してもいいんじゃないかということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それは、同時に議決をとというふうな考え方ですか。しかしながら、先般からの議会運営委員会の中で、今回国の補正予算に基づいて予算を上げております。計上させていただきます。ほかの分ですね。そして、繰り越しをかけたりしますので、国との交付金の申請の流れとかありまして、大体7日をお願いしたところでございます、予算につきましては。しかしながら、議会運営委員会の中で11日に採決になりましたけど、条例については、実際申し上げましてお願いはしていませんでした。

ですから、きょう条例については提案をいたしましたので、また審議をしていただきましたので、極端に言えば、今からでもその採決はできるものと思います。しかしながら、議会のほうとしましては、最終日ということになっておりますので、お願いできれば、今からでもお願いしたいというふうに思っております。ただし、議会の意向がございませうから、それについては、議会の判断もお願いしたいと思っております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにもございませうか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 黒木です。2点程度お願いしたいと思っております。24ページの三川地区農業用排水の委託料から書いてありますけれども、場所とどういふふうな工事をするのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

それと、2点目は、28ページの消防費の全国瞬時警報システム自動起動装置設備工事2,200万円ありますけれども、この中でどういふふうなシステムかというふうなことと、結局ほとんどこの財源が国庫支出金が大体2,280万円と、その他が5,000万円程度ありますので、ほとんど一般財源は必要ないと思っておりますので、100%来るのというふうにご考えておりますが、そこら辺をちょっとシステムがどういふふうなシステムか2,200万円ですか、ちょっとそこ2点をお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、1点目のほうの三川地区の排水路について、場所と若干の

内容を説明したいというふうに思います。

場所は、鳥飼と床島と高食の間にあるポンプ場がございます。昔の新農構等々でつくりましたポンプ場が4棟か3棟ぐらいございます。そこに、前の川、長田川から逆に取水をしていたんです、そこに水をポンプ場のほうに。取水と、夏場は取水を兼ねておったし、冬場はそれが向こうのほうに流れて排水を兼ねていたんですけども、今度の7月の大雨で、あそこから相当逆流をしまして、床島のほうみたいに逆流しまして、見る見るうちにあそこら辺のハウスとか、そういうところが浸水してしまったわけです。ですから、今回の事業といたしましては、その取水施設があるところにつきまして、地元と協議してですけど、とめて、1本、二ノ宮工舎の前に高食のほうから幹線の排水路が流れてきています。そちらのほうに、鳥飼のほうから真っ直ぐ1本排水路をつないで、そちら側の排水系統を1本にまとめようというふうに思っています。そういうような排水の整備事業です。内容といたしましても、そういうふうにU字溝の、600のU字溝を若干かさ上げしましてつなぐ、長さとしては約80メートル程度でございます。そういった事業でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 黒木議員の2点目の質問にお答えいたします。全国瞬時警報システムでございます。J—ALERTと申しますけれども、ちょっと何年度に設置しましたか定かでございますけれども、例えば、北朝鮮からミサイルが発射されたとか、それとか、自動的に政府のほうから入るシステムをもう既に導入いたしております。それに対して、例えば、防災行政無線とかあれば、それに自動的に流れる仕組みもなっていますけれども、うちの場合は、防災行政無線を設置いたしておりません、今のところですね。今回の整備につきましては、そういう情報を地域住民に防災メールとか、エリアメール、緊急速報メール、NTTドコモとかソフトバンクとかいろいろあります。そういうところに自動的に配信するようなシステムを今回整備するものでございまして、これも、国の経済対策によります全額100%の補助で整備をするものでございます。一応正式名称は、防災情報通信基盤整備事業等に含めて、既に2月の27日に内示はもらっておるところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） まず、歳入の14ページの災害共済基金の1億6,000万の使い道としては、庁舎の耐震改修の関係と、先ほどの防災システムの関係に主に使われるというふうに考えてよろしんでしょうか、とは限らないんでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田係長。

○財政係長（平田 栄一） では、花等議員の御質問にお答えします。

災害共済基金の解散に伴う1億6,010万4,000円につきましては、基本的に、先ほどありました災害対策基金のほうの積み立てと、その他公共施設整備基金等のほうに持っていくような形で考えております。

実際に全て満額が公共施設等にいくわけではなく、その他の執行残等もございますので、その分を含めて公共施設等に持っていくような形で考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 森田でございます。建設課長にお伺いいたします。

26ページをお願いします。土木費の社会資本整備総合交付金ですね。これはこれでよろしいんですけど、ちょっと13目の委託料の1,000万というのは、これはどういう仕事をするのでしょうか。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 森田議員さんの質問にお答えします。

1,000万の土質試験の委託費なんですが、13路線で約15キロございます。それをCBR試験——もう何度も言いますが、CBR試験を75カ所予定しております。全体ですね。13路線で。その分の委託費として1,000万を予定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） では、この請負費の中に入ってから、されるわけじゃないんですね。これは、普通、今ある道路を舗装していくんでしょう、また。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 確かに道路舗装の修繕でございます。それですから、今は、もう工事だけでかぶせていくんだちゅう解釈をされたのかなというふうに思いますが、これにつきましては、あくまでも交通量調査からやります。交通量調査ですね。

きのう、構造令等で説明したんですが、将来の交通、大型車の1台・1方向の交通量を調査して、交通量調査に基づいて土質試験を行い、それに見合う舗装構成をやりかえるということでございます。

それで、単純に普通の小さな町道のオーバーレイ、そういったものではないということですね。それに見合えば、今言う上の表層部分の5センチぐらいで済む場合もございますし、交通量が非常に昔の想定交通量よりふえているところについては、下のほうの俗に言う上層路盤、下層路盤まで厚さを考え直して舗装をしなくてはならないということでございます。

それで、工事費の中に委託費は含みません。別でございます。それで土質試験は、あくまでも土質試験として1,000万円を上げさせていただいて、本体工事のほうは1億という形で上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） これは、町からの持ち出しはないから、そうあんまり心配することはないと思いますけど、もしそういうことでダブって見られるようなことのないようにどうぞよろしく願いしておきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 17ページの十文字交差点のサインの移設工事なんですけど、いつの完成で、今の進捗状況がわかりましたら、お知らせ願います。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 花等議員の御質問ですが、ちょっと工事の進捗状況でございますか。それともサインの事業でございますか。工事ですか。500号、十文字交差点というふうに俗に言われておりますが、これは県の工事でございます。今、全線にわたり、車線のみ完全に今年度、24年度に仕上がる予定でございます。

ただ、部分的に、お一人ちょっと協力をしていただいておりますので、今1軒のそこが用地買収ができれば、完全仕上げの歩道まで完全に仕上がるんですけど、歩道部分がちょっと1軒引っかかっております。その分を今努力を、町も協力して県と一体になって協力をして、歩道だけちょっと残りますが、車道本体の右折車線は完全に仕上がる予定でございます。よろしゅうございますですかね。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 21ページの児童福祉総務費中でございますが、延長保育の推進事業の基本分が、1園で、マイナス450万の減額が出ておりますが、これはどういった御事情によるものでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦健康福祉課長。

○健康福祉課長（大浦 克司） 平山議員さんの御質問にお答えいたします。

当初、予算計上をいたしましたときには、町内にあります5保育園につきまして、延長保育推進事業の補助金を予算化しておりました。ところが、1保育所・保育園におきまして、この延長保育の事業を推進するには、専任の保育士を置くというのが一つの条件でございます。

そこ1園が専任の保育士を置かずに、延長保育自体はやられてあるんですけど、新たに保育士を設置していなかったということで、この分については減額、補助金がいただけないということ

になります。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ということは、実際その延長保育の実務をされているけれども、実入りが入らないと。その減収部分については、どちらの負担になるんですかね。

○議長（長野 正明） 大浦健康福祉課長。

○健康福祉課長（大浦 克司） 再度平山議員さんの質問にお答えいたしますが、延長保育をやられてあるんですが、その保育士さんにつきましては、通常、日中保育をされている方が交代で見られてあるわけですね。そうしますと、補助の要件には該当しないと先ほど言いましたから、当然国・県の補助はないわけでございます。そうしますと、町も当然出しませんので、この負担につきましては、園が持つことになります。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、その専任の保育士を雇用するなり、園なり町としてはその専任の保育士等を雇用したほうが、補助事業にも乗るかどうかという、その町の見解としてはどうなんでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦健康福祉課長。

○健康福祉課長（大浦 克司） 確かに450万ほどの基本額と、あるいはまた時間延長におきましては、下にありますとおりの延長保育の加算もございます。

だから、それから考えますと、保育園において専任の保育士を1人ふやしていただいた方がいいかなというふうには思いますが、この運営につきましては、園の主体ですから、あえて町のほうから、この説明はするにしましても、園のほうが実施されていないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第27. 議案第21号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（長野 正明） 日程第27、議案第21号平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第21号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
.....

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） それでは、議案第21号平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ472万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,990万5,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますけれども、1点目が、平成23年度の療養給付費に係る国庫負担金等の確定によりまして、返還金に予算不足が生じるため、それから2点目でございますけれども、共同事業交付金が確定によりまして、1,331万円ほど減額となるために補正を行うものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。歳出の6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の一般管理費の15万1,000円の増額ですけれども、これは、一般会計で説明がありました共済費の13万1,000円の増額と、需用費の2万円を増額するものでございますけれども、印刷製本費の2万円の増額については、平成25年度から国民健康保険の被保険者証をカード化をいたします。これに伴いまして、保険証の郵送用の封筒が変わりますので、この印刷として増額をするものでございます。

次に、2款1項1目の一般被保険者療養給付費を1,331万円の減額でございますけれども、理由としましては、平成24年度の医療給付費については、当初見込んでいたものよりも減額が見込めるということになったために減額するものでございます。

7款1項1目については、財源の組み替えでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査の受診者がふえまして、約90人分の検査料の委託費が不足しますので、それを増額するものでございます。

最後に、9款1項3目の返還金は、先ほど申しましたとおり、1,738万6,000円を増額いたします。これは、国への返還金の確定が3,733万7,000円というふうに確定しましたので、この返還に付する不足分を増額するものでございます。

続いて、歳入関係のほうでございますので、上のほうの5ページをごらんいただきたいと思います。

財源といたしましては、8款1項1目1節の共同事業交付金については、額の確定に伴いまして1,331万円を減額いたします。

それから、9款1項1目1節の職員給与費等の繰入金については、15万1,000円を増額いたします。

最後に、10款1項1目1節の一般被保険者繰越金から、1,788万6,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

----- . ----- . -----

**日程第28. 議案第22号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について**

○議長（長野 正明） 日程第28、議案第22号平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第22号 平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

て

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 議案第22号平成24年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,859万2,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますが、後期高齢者医療保険者の保険料の軽減額が確定いたしましたので、後期高齢者広域連合への納付金を減額するものでございます。

それでは、内容のほうの説明をいたしますので、歳出の6ページのほうをごらんいただきたいと思っております。申しわけございません。減額でございます。追加ではなく減額。

それでは、内容の説明のほうですので、歳出の6ページのほうをごらんいただきたいと思いま

す。

1 款 1 項の 1 目の一般管理費でございます。7 万円を追加するものでございます。

これにつきましては、一般会計のほうで申しましたように、共済費の増額となっております。

続いて、2 款 1 項 1 目でございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたように、基盤安定費の減額分が確定しましたので、1 0 8 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございます。

続いて、歳入のほうでございますけれども、5 ページのほうをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 1 節の事務費繰入金を 7 万円を増額し、3 款 1 項 2 目 1 節保険基盤安定繰入金を 1 0 8 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

----- . ----- . -----

日程第 2 9. 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（長野 正明） 日程第 2 9、議案第 2 3 号平成 2 4 年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第 2 3 号 平成 2 4 年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第 1 号）について

.....

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 議案第 2 3 号平成 2 4 年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほどから朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9 3 2 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

主な今回の補正でございますけれども、現在の友清先生が、3 月 1 1 日から 3 月 3 0 日までの間、休まれるということでございますので、その間、診療所の代替医師の報酬費、雇い入れ費が不足しますので、今回補正をお願いするものでございます。

それでは、内容のほうの説明をさせていただきます。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費を83万8,000円を増額でございますけれども、報償費につきましては、嘱託職員の時間外の賃金、手当を組んでおりませんでしたので、これを4万8,000円を増額するものでございます。

それから、4節は、一般会計と同様でございます。

8節の報償費についてが、55万円、これが代替費、雇い費として増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項3目薬品衛生材料費でございます。15万円の増額でございますけれども、検査料の委託料とかを付するために増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のほうの関係でございます、5ページのほうをお願いしたいと思います。

24年度の地方交付税算定分が確定しましたので、診療所があることにより交付される部分が確定したために、3款1項1目の一般会計繰入金を57万2,000円の増額をし、それから4款1項1目繰越金を9万4,000円を計上させていただいております。

あと、特定健診者の受診者が診療所のほうも増加しておりますので、諸収入の5款2項1目特定健康診査等の委託料を32万2,000円増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第30. 議案第24号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
について

○議長（長野 正明） 日程第30、議案第24号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第24号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 建設課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第24号平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万8,000円の減を減額し、それぞれ6億9,467万円とするということでございます。

では、内容の説明に移らせていただきます。

8ページをごらんください。歳出でございます。

一番後ろになりますけど、歳出ですが、1款農業集落排水費1項農業集落排水費でございます。1目一般管理費30万円の減でございます。これは、執行残による精算でございます。

2目大堰処理施設管理費、これは300万円の減でございます。節のほうに100万と200万の減額をしておりますが、これは、実績見込み額と執行残でございます。

3目栄田処理場の管理費でございます。250万円の減額でございます。

節のほうを見ていただきますと、11節で50万の減、15節で200万の執行残ということでございます。

下のほうに移りまして、2款公共下水道1項公共下水道1目一般管理費797万7,000円の減でございます。

節のほうに移りますと、共済費、賃金で減額がついております。これは、臨時職員を1名雇っているんですが、5カ月分の残額が出ておりましたので、その分が減額として出ております。

それと、主に大きな割合を占めておりますのが、19節負担金・補助及び交付金でございます。710万円の減でございます。これは、筑後川中流域右岸流域終末処理場ですね。福童浄化センターの負担金でございます。流入見込み額が、見込み額が減ということで、相当の金額が減額になっております。

2目公共下水道費でございます。これは一応補正はゼロなんですが、備考のほうを見ていただきたいと思えます。本工事費が、新築住宅と十文字交差点の工事費で100万円の増額になっております。下のほうの合併浄化槽が100万円見込んでおりましたのが、100万円の減ということで内容が変わりまして、金額が変わっておりませんが、内容が変わっておるちゅうことでございます。

3目流域下水道でございますが、419万9,000円の増でございます。

節のほうを見ていただきますと、筑後川中流域・右岸流域下水道の流域の負担金ということで、611万6,000円の増額となっております。これは、きのう御説明申し上げましたが、福童浄化センターの処理場の工事の大型補正がついております。その分の大刀洗、町分の19.5%の負担が、611万6,000円の負担額が上がっておりますので、計上させております。

その下に、逆に今度は福童浄化センターの建設環境整備負担金が、ことしは新築工事がなかったため191万7,000円の減額を生じております。

6ページにお願いします。歳入のほうの説明をいたします。

1 款分担金負担金 2 項負担金でございます。1 目下水道負担金でございます。1 5 9 万 9, 0 0 0 円でございます。節のほうを見ていただきますと、主な増収は、3 節滞納繰越分の 1 2 9 万 8, 0 0 0 円を徴収の成果を上げたというのが、大きな増額の理由になっております。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目農業集落排水事業使用料 6 0 万の減でございます。歳入見込みがちょっと多過ぎまして、減額を生じて 7 0 万円の減になっております。

2 節の滞納処分費、これは 1 0 万円の増と、これは徴収をやったということでございます。

2 目公共下水道使用料 1 5 0 万円の増でございます。滞納繰越分を徴収ができたということでございます。

下のほうで、3 款繰入金でございますが、1 項一般繰入金 1 目一般繰入金、減額で 1, 8 3 7 万 7, 0 0 0 円でございます。

備考のほうにいきますと、公共下水のほうが 1, 3 2 7 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。繰入金がですね。それと農業集落排水分が減額の 5 1 0 万 1, 0 0 0 円でございます。

4 款町債 1 項町債 1 目下水道事業債、これは 6 3 0 万ふえております。下水道事業債は、これは流域下水道で、先ほど申し上げました処理場、福童の処理場の大型補正による増額でございます。

下のページの 7 ページをごらんください。

7 款と 8 款と国庫支出金と県支出金なんですが、同じような金額を上げております。これは、今年度、農排は災害を受けております。それで、2 8 8 万 2, 0 0 0 円の補助金が来たんですが、当初勘違いをしまして、農災はあくまでも県支出金で受け入れるべきだったんですね。それを間違えて国庫支出金で受けております。それで 7 款の国庫支出金を 2 8 8 万 2, 0 0 0 円減額させていただいて、新たに 8 款で県支出金で同じ金額の 2 8 8 万 2, 0 0 0 円を上げさせてもらっております。これは、本当に申しわけございません。国庫支出金と県支出金の組み替えをやっております。

3 ページをごらんください。第 2 表地方債の補正でございます。補正前、下水道事業債、限度額が 2, 0 4 0 万でしたのが、補正後は、限度額として 2, 6 7 0 万というふうに変更をさせていただきたいと思っております。御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第 3 1. 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度大刀洗町一般会計予算について

日程第32. 議案第26号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第33. 議案第27号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第34. 議案第28号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について

日程第35. 議案第29号 平成25年度土地取得特別会計予算について

日程第36. 議案第30号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第31、議案第25号平成25年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第36、議案第30号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算については、以上6件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

それでは、日程第31、議案第25号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、議案第25号平成25年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第30号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、議案書の朗読によって提案にかえさせていただきます。

なお、内容の説明につきましては、予算特別委員会が設置された後、その中で説明させていただきます。

まず、一般会計から朗読いたします。一般会計の予算書をお願いいたします。

〔企画財政課長朗読〕

.....
議案第25号 平成25年度大刀洗町一般会計予算について

○企画財政課長（川原 久明） 続きまして、特別会計の予算書のつづりがございますので、こちらをお願いいたします。つづりがございます。まずピンクの表紙の国民健康保険のほうから入りたいと思います。

〔企画財政課長朗読〕

.....
議案第26号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

○企画財政課長（川原 久明） 次に、オレンジの紙のページです。続きまして、オレンジの表紙の後期高齢者医療保険に入ります。

[企画財政課長朗読]

.....
議案第27号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 次に、次に黄色の表紙をお願いいたします。大刀洗診療所特別会計の分です。

[企画財政課長朗読]

.....
議案第28号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 次に、緑の表紙をお願いいたします。土地取得特別会計予算書です。

[企画財政課長朗読]

.....
議案第29号 平成25年度土地取得特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 次に、ブルーの表紙をお願いいたします。下水道事業特別会計予算書になります。

[企画財政課長朗読]

.....
議案第30号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
.....

○企画財政課長（川原 久明） 以上、特別会計分の提案を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。

日程第31、議案第25号平成25年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第36、議案第30号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、日程第31、議案第25号平成25年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第36、議案第30号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月11日月曜日、協議会室で開会いたします。

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時48分
